

選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正に反対する意見書

政府は、夫婦が同姓、別姓を選べる「選択的夫婦別姓制度」及び法律上の婚姻関係にない夫婦の子（非嫡出子）の相続について、嫡出子の半分と定めた現在の規定を改め同一化することを柱とする民法改正案の概要を示した。これは法制審議会が1996年に示した答申と同じ内容のもので、「選択的夫婦別姓制度」は、婚姻の際に同姓にするか別姓にするかを選択し、別姓にした場合、子どもは夫婦どちらかの姓に決めるという制度である。

しかしながら、2006年に内閣府が行った「家族の法制に関する世論調査」によると、「夫婦別姓の法制化に反対」が35%、「夫婦別姓の法制化には反対だが通称使用の法改正には賛成」が25.1%と、合わせて60.1%の国民が「夫婦別姓の法制化には反対」との結果が出たところである。

これを受け当時の政府は、夫婦別姓を導入する民法改正について「直ちに改正案を提出すべきだとは考えていない。」と表明し、改正案提出を断念した経緯がある。すなわち、「選択的夫婦別姓制度」を含んだ1996年の法制審議会答申は、国民のコンセンサスを得ていないと判断を下したものと考えられる。

現在、旧姓の通称使用については、パスポート等で既に併記できるようになっており、今後、使用できる分野がさらに広がれば、「通称使用が可能なら、夫婦別姓の法制化には反対」という25.1パーセントの割合が大きくなり、結果として「夫婦別姓の法制化に反対」する国民の比率はさらに高まるものと考えられる。

何よりも、夫婦別姓は、必然的に親子の間で姓が異なる親子別姓をもたらし、家族の絆や日本古来の家庭・家族が一体となった地域づくり、国づくりの思想が失われて、個人の利益だけが優先される利己一辺倒の誤った社会づくりが進んでいくことになる。

よって、国におかれては、国民の考えと全く逆行する政策によって、日本の家庭・家族、国柄を壊し、歴史に禍根を残しかねない選択的夫婦別姓制度導入のための安易な民法改正をしないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月24日

熊本県議会議長 早川 英 明

衆議院議長 横路 孝弘 様
参議院議長 江田 五月 様
内閣総理大臣 鳩山 由紀夫 様
法務大臣 千葉 景子 様